

47. 我が国の締結した

(1) 二重課税の回避及び脱税の防止に関する規定を主体とする条約等

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)	仲裁規定
アメリカ	原S30.4.1 ①S32.9.9 ②S39.9.2 ③S40.5.6 ④S47.7.9 ①R元.8.30	10% (一定のもの 免税 その他 5%)	免税	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
スウェーデン	原S32.6.1 ①S40.5.25 ②S58.9.18 ①H11.12.25 ②H26.10.12	10% (免税)	原則 免税 一定のもの 10%	免税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	あり
デンマーク	原S34.4.24 ②S43.7.26 ③H30.12.27	15% (免税)	免税	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
パキスタン	原S34.5.14 ①S36.8.1 ③H20.11.9	10% (一定のもの 5% その他 7.5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ノルウェー	原S34.9.15 ②S43.10.25 ③H4.12.16	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
インド	原S35.6.13 ①S45.11.15 ③H元.12.29 ①H18.6.28 ②H28.10.29	10%	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
シンガポール	原S36.9.5 ②S46.8.3 ①S56.6.23 ③H7.4.28 ①H22.7.14	15% (5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり (平12)	—
オーストリア	原S38.4.4 ③H30.10.27	10% (免税)	免税	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
ニュージーランド	原S38.4.19 ①S42.9.30 ③H25.10.25	15% (免税)	金融機関等 受取 免税 その他 10%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
イギリス (注1)	原S38.4.23 ②S45.12.25 ①S55.10.31 ③H18.10.12 ①H26.12.12	10% (免税)	原則 免税 一定のもの 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
タイ	原S38.7.24 ③H2.8.31	国内法の税率 (一定のもの 15% その他 20%)	金融機関等 受取 10% その他の法人 25%	15%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり	—
マレーシア	原S38.8.21 (マラヤ連邦) ②S45.12.23 ③H11.12.31 ①H22.12.1	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり (平18)	—
カナダ	原S40.4.30 ②S62.11.14 ①H12.12.14	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
フランス	原S40.8.22 ①S56.10.14 ③H8.3.24 ①H19.12.1	10% (一定のもの 免税 その他 5%)	金融機関等 受取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ドイツ	原S42.6.9 ①S55.11.10 ②S59.5.4 ③H28.10.28	15% (一定のもの 免税 その他 5%)	原則 免税 一定のもの 国内法の税率	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
ブラジル	原S42.12.31 ①S52.12.29	12.5%	12.5%	商標権 25% 映画フィルム 等 15% その他 12.5%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり	—
スリランカ (セイロン)	S43.9.22	20% (対法人のみ)	銀行等受取 免税 その他 国内法の税率	著作権 } 免税 映画フィルム } 特許権等 } 半額課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり	—

租 税 条 約 等 の 概 要

国 名	発 効 日	限 度 税 率			株 式 譲 渡 益 の 課 税				二重課税の 排除	相互協 議
		配 当	利 子	使 用 料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一 般	日本国でのみな し外国税額控除 (供与期限)	仲裁 規定
エジプト (アラブ連合)	S44. 8. 6	15%	国内法の税率	15%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
ベルギー	原S45. 4.16 ①H 2.11.16 ②H25.12.27 ③H31. 1.19	10% (免税)	企業間受取 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
オーストラリア	原S45. 7. 4 ③H20.12. 3	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 その他 10%	5%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
オランダ	原S45.10.23 ①H 4.12.16 ③H23.12.29	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
韓 国	原S45.10.29 ③H11.11.22	15% 平成15年未 まで 10% 平成16年以 後 5%	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (平15)	—
ザンビア	S46. 1.23	免税	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り	—
ス イ ス	原S46.12.26 ①H23.12.30	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	—
フィンランド	原S47.12.30 ①H 3.12.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
イ タ リ ア	原S48. 3.17 ①S57. 1.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ス ペ イ ン	S49.11.20	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (注4)	—
アイルランド	S49.12. 4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (注4)	—
ルーマニア	S53. 4. 9	10%	10%	10%	文化的使用料 10% 工業的使用料 15%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
旧チェコスロ ヴァキア(注2)	S53.11.25	15% (10%)	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
フィリピン	原S55. 7.20 ①H20.12. 5	15% (10%)	10%	10%	映画フィルム 15% その他 10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (平30)	—
ハンガリー	S55.10.25	10%	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ポーランド	S57.12.23	10%	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
インドネシア	S57.12.31	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (注4)	—
中 国	S59. 6.26	10%	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あ り	—
旧 ソ 連 (注3)	S61.11.27	15%	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
バングラデシュ	H 3. 6.15	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あ り	—
ブルガリア	H 3. 8. 9	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あ り (平13)	—
ルクセンブルク	原H 4.12.27 ①H23.12.30	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
イスラエル	H 5.12.24	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—

47. 我が国の締結した

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除 日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)	相互協議 仲裁規定
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般		
トルコ	H 6.12.28	15% (10%)	金融機関等受取その他 10% 15%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり (平16)	—
ヴェトナム	H 7.12.31	10%	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	あり (平22)	—
メキシコ	H 8.11. 6	15% 一定のもの の免税 その他 5%	金融機関等受取その他 10% 15%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	あり (平17)	—
南アフリカ	H 9.11. 5	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
ブルネイ	H21.12.19	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
カザフスタン	H21.12.30	15% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
香港	H23. 8.14	10% (5%)	10%	5%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	あり
サウジアラビア	H23. 9. 1	10% (5%)	10%	設備の使用 5% その他 10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
クウェート	H25. 6.14	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	—
ポルトガル	H25. 7.28	10% (5%)	銀行等受取 5% その他 10%	5%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	あり
オマーン	H26. 9. 1	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	—
アラブ首長国連邦	H26.12.24	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
カタール	H27.12.30	10% (5%)	金融機関等受取 免税 その他 10%	5%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
台湾 (注5)	H28. 6.13	10%	10%	10%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
チリ	H28.12.28	15% (5%)	金融機関等受取 その他 4% 10% (平成30年末までは15%)	設備の使用 2% その他 10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	あり
ラトビア	H29. 7. 5	個人以外受取 免税 その他 10%	個人以外受取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	あり
スロベニア	H29. 8.23	5%	5%	5%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	あり
リトアニア	H30. 8.31	個人以外受取 免税 その他 10%	個人以外受取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	あり
エストニア	H30. 9.29	10% (免税)	10%	5%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	あり
ロシア	H30.10.10	10% (5%)	免税	免税	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
アイスランド	H30.10.31	15% 一定のもの の免税 その他 5%	免税	免税	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	あり
クロアチア	R元. 9. 5	5% (免税)	5%	5%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
エクアドル	R元.12.28	5%	銀行等受取 免税 その他 10%	10%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—

(備考) 1. 原は当初の条約。①、②、③はそれぞれ第1次、第2次、第3次の補足改訂を示し、④は全面改訂を示す。

2. 配当に対する限度税率は日本側の税率を示す。配当欄の() 書は、親子会社間配当に対する限度税率を示す。
3. みなし外国税額控除とは、条約の規定により、日本国での外国税額控除の適用上、条約の相手国において経済開発を目的とする税制上の特別措置等により減免された税額を納付したものとみなして、当該減免税額を控除する制度である。
4. 事業利得に対しては、国内に恒久的施設を有する場合に当該恒久的施設に帰属する部分に限り課税する。
(注) 1. イギリスとの当初の条約については、フィジーに適用される。
2. 旧チェコスロヴァキアとの条約については、チェコ及びスロバキアにそれぞれ適用される。
3. 旧ソ連との条約については、キルギス、ジョージア、タジキスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びアゼルバイジャンにそれぞれ適用される。
4. 先方の国内法の改正により、事実上みなし外国税額控除の適用がない。
5. 台湾に関しては、台湾との関係に関する我が国の基本的立場を踏まえ、国際約束である租税条約ではなく、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間で民間取決めを結び、その内容を日本国内で実施するための国内法を整備している(現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)及び台湾日本関係協会(台湾側)にそれぞれ改称されている。)

租 税 条 約 等 の 概 要 (続)

(2) 租税に関する情報交換規定を主体とする協定

・バミューダ	(H22. 8. 1)
・バハマ	(H23. 8.25)
・マン島	(H23. 9. 1)
・ケイマン諸島	(H23.11.13)
・リヒテンシュタイン	(H24.12.29)
・サモア	(H25. 7. 6)
・ガーンジー	(H25. 8.23)
・ジャージー	(H25. 8.30)
・マカオ	(H26. 5.22)
・英領バージン諸島	(H26.10.11)
・パナマ	(H29. 3.12)

(注1) () 内は発効日を示す。

(注2) バハマについては、自動的情報交換に関して規定する改正議定書がH30.12.12に発効。

(3) 税務行政執行共助条約

条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力(情報交換、徴収共助、文書送達共助)を行うための多国間条約。
令和2年4月30日現在の参加国・地域は、日、米、英、独、仏、伊、加、中、韓等136か国・地域(署名ベース)。

欧州・NIS諸国地域：アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イギリス、(英) ガーンジー、(英) ジャージー、(英) ジブラルタル、(英) マン島、イタリア、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、(D) グリーンランド、(D) フェロー諸島、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、北マケドニア、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

中東、アフリカ地域：アラブ首長国連邦、イスラエル、ウガンダ、オマーン、カタール、ガボン、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、クウェート、ケニア、サウジアラビア、セーシェル、セネガル、チュニジア、トルコ、トルコ、ナイジェリア、バーレーン、ブルキナファソ、ベナン、南アフリカ、モリシャス、モリタニア、モロッコ、リベリア、レバノン

アジア、大洋州地域：インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、クック諸島、サモア、シンガポール、中国、(中) 香港、(中) マカオ、ナウル、ニウエ、日本、ニュージーランド、パキスタン、バヌアツ、フィリピン、ブルネイ、マーシャル諸島、マレーシア、モンゴル

北米、中南米地域：アメリカ、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、(英) アンギラ、(英) 英領バージン諸島、(英) ケイマン諸島、(英) タークス・カイコス諸島、(英) バミューダ、(英) モントセラト、エクアドル、エルサルバドル、(蘭) アルバ、(蘭) キュラソー、(蘭) セント・マーティン、カナダ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ペリウズ、ペルー、メキシコ

(注1) 下線は、発効済の国・地域(121か国・地域)を表す。

(注2) ガーンジー、ジャージー、ジブラルタル、マン島、アンギラ、英領バージン諸島、ケイマン諸島、タークス・カイコス諸島、バミューダ、モントセラトは、イギリスにより適用拡張。

(注3) グリーンランド、フェロー諸島は、デンマークにより適用拡張。

(注4) アルバ、キュラソー、セント・マーティンは、オランダにより適用拡張。

(注5) 香港、マカオは、中国により適用拡張。

(4) BEPS 防止措置実施条約

BEPS(税源浸食及び利益移転)プロジェクトにおいて策定されたBEPS防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締結国間の既存の租税条約に導入するための多数国間条約。
令和2年4月28日現在の参加国・地域は、日、英、独、仏、伊、加、中、韓等92か国・地域(署名ベース)。

欧州・NIS諸国地域：アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、イギリス、エストニア、オーストリア、オランダ(注2)、(英) ガーンジー、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、(英) ジャージー、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、(英) マン島、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

中東、アフリカ地域：アラブ首長国連邦、イスラエル、エジプト、オマーン、カタール、ガボン、カメルーン、クウェート、ケニア、コートジボワール、サウジアラビア、セーシェル、セネガル、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ブルキナファソ、南アフリカ、モリシャス、モロッコ、ヨルダン

アジア、大洋州地域：インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、シンガポール、中国(注3)、日本、ニュージーランド、パキスタン、バブアニューギニア、フィジー、マレーシア

北米、中南米地域：アルゼンチン、ウルグアイ、カナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、パナマ、バルバドス、ペリウズ、ペルー、メキシコ

(注1) 下線は、本条約の批准書等を寄託した国・地域(44か国・地域)を示す。

(注2) オランダは、キュラソーが締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。

(注3) 中国は、香港が締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。